がん専門薬剤師　Q&A　ver. 9

＜申請要件に関して＞

Q1：がん専門薬剤師の新規申請要件「薬剤師としての実務経験を 5 年以上有すること」の「実務経験」とはどのような内容を指すのか？
A1：薬剤師資格を活用して、医療機関で従事した経験及びその期間を指します。例えば、病院・薬局などにおいて患者やその家族、医療スタッフとの関りをもった従事経験が該当します。

Q2：がん専門薬剤師認定制度規程 第 4 条 2（7）には「自ら実施した 5 年間のがん患者への薬学的介入を伴った症例報告 50 症例（3 領域以上のがん種）を提出すること。」と記載があり、がん専門薬剤師認定制度規程細則 第 1 条 8 には「3 領域以上のがん種とは、消化器・呼吸器・乳房・造血器悪性疾患のうち 2 領域以上、且つ各 5 症例以上含めること。」と記載があります。提出症例の内訳について整理して教えて欲しい。
A2：「消化器・呼吸器・乳房・造血器悪性疾患のうち 2 領域以上のがん種を選択し、且つこの 2 領域については各 5 症例以上」含んでいる必要があります。3 領域目以降については、いずれのがん種から選択しても良く、且つ症例数は問いません。

Q3：がん指導薬剤師の新規申請・更新申請要件には「がん領域の学会の会員であること。」と記載があるが、がん領域の学会であればどの学会でも認められるのか？
A3：「薬剤師のみならず医師が主導する学会においても活躍していただきたい」との意図をもって、日本癌学会、日本癌治療学会、日本臨床腫瘍学会、AACR、ASCO、ESMO の計 6 学会を対象としています。

Q4：がん専門薬剤師は論文査読を行っても単位にならないのか？
A4：がん指導薬剤師であれば単位になります。がん専門薬剤師では論文査読を行っても単位になりません。

Q5：医療薬学誌の査読を行った。査読論文は不採択になった場合でも単位が認められるのか？
A5：不採択でも単位は認められます。

Q6 : 医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。がん専門薬剤師新規申請要件である学会発表 2 回のうち 1 回を満たしたことにしてもよいのか？
A6 : 本学会の専門薬剤師制度における学会発表とは、研究実績を発表したものであり、一般演題（口頭発表、ポスター発表）が該当します。そのため、医療薬学会年会のシンポジウム（公募・指定シンポジウム）での発表や受賞講演等の各種講演は、学会発表の要件には該当いたしません。ただし、クレジット（研修単位）における発表実績の単位としては認められます（Q&A7 参照）。
また、他学会の年会・学術集会等での発表についても同様の扱いになりますが、プログラムや発表要旨から口頭発表または指定発表（依頼発表）の該当性の判断が付きづらい場合には、委員会で判断します。

Q7：医療薬学会年会のシンポジウムで発表を行った。単位が認められるのか？
A7 : 医療薬学会年会のシンポジウムでの発表は、オプションの単位として筆頭であれば 5 単位、共同発表であれば 2 単位が認定されます。

Q8：専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義に出席した。単位認定されるのか？
A8：オプションの単位として、単位認定されます。

Q9：講習会・集合研修、学会発表の単位の概要を知りたい。
A9：下記の通り。

研修会等の種類		参加	筆頭発表	共同発表
1	日本医療薬学会年会	10 単位	5 単位	2 単位
2	がん専門薬剤師集中教育講座	15 単位		
3	専門薬剤師認定取得のための薬物療法集中講義	15 単位		
4	医療薬学公開シンポジウム	5 単位	5 単位	2 単位
5	フレッシャーズ・カンファランス	5 単位	5 単位	2 単位
6	臨床研究セミナー	5 単位	5 単位	2 単位

7	がん専門薬剤師全体会議	5 単位		
8	がん専門薬剤師アドバンスト研修会	5 単位		
9	上記以外の医療薬学会が主催する セミナー	1 単位 / 1 時間		
10	医療薬学会が認定する他団体の セミナー	1 単位 / 2 時間		

※上記 9 は、本学会が認定したもの。

Q10：論文掲載、論文査読の単位の概要を知りたい。
A10：下記の通り。

学術論文の種類		筆頭著者	共同著者
1	医療薬学関連の日本語論文（査読あり）	10 単位	5 単位
2	医療薬学関連の英語論文（査読あり）	20 単位	10 単位
3	医療薬学誌あるいは JPHCS 誌の投稿論文査読 （1 報につき、不採択であっても対象となる）	1 単位	

Q11：がん専門薬剤師の申請で使用した症例は、薬物療法専門薬剤師の症例と重複してもよいか？
A11：重複は認められません。

Q12：症例報告であっても、査読を経て学術誌に掲載されたものであれば、学術論文の単位として認められるのか？
A12：単位として認められます。

Q13：非会員であった時の論文や学会発表は、実績としては無効でしょうか？
A13：非会員時の論文や学会発表も実績として有効です。

Q14：がん専門薬剤師の論文や学会発表は、「がんに関する」ものでないと単位認定されないのか？
A14：がん専門薬剤師の認定要件における学術活動は、「がん」に限定されません。「医療薬学」に関するものであれば単位として認定されます。

＜研修に関して＞

Q1：個別に契約を交わしたがん専門薬剤師研修者受入可能施設での研修を行っていたが、このような研修形態は今後も可能なのか。
A1：個別に契約を交わした施設において研修を行う取扱いは 2025 年 3 月をもって終了しました。2025 年 3 月以降、本取扱いは認められませんので連携研修の手続きを行ったうえでなければ研修を行うことはできません。なお、連携研修の手続きを行う場合には、自施設が「がん専門薬剤師研修施設（連携施設）」に認定されている必要があります。
2025 年 3 月まで個別に契約を交わした施設で研修を行っていた場合、2025 年 4 月以降も研修歴としては有効です。申請時には指導を受けた指導薬剤師による研修修了証明書を提出してください。

Q2：5 年以上の研修歴はどのように証明したらよいのか？
A2：下記の 2 つの証明書が必要になります。

① がん専門薬剤師研修施設長による在籍証明書（がん専門薬剤師研修施設（連携施設）に在籍して研修を行った場合はがん専門薬剤師研修施設（連携施設）の施設長による在籍証明書）
② 上記に加えて、がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）に在籍する「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」による研修修了証明書（ただし、「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」が、がん専門薬剤師の認定申請を行う場合、自らが研修修了を証明することはできません。）

Q3：所属先が複数の専門薬剤師制度研修施設（基幹施設）の認定を受けている場合、同一期間に複数制度の研修を履修することは認められるのか。
A3：本学会の専門薬剤師制度では、同一人物が複数の専門薬剤師制度の研修を同時に実施することは認められません。

Q4：現在、がん専門薬剤師研修施設（連携施設）の認定を受けている。「がん専門薬剤師」、「がん薬物療法認定薬剤師」が退職等により不在となった場合、がん専門薬剤師研修施設（連

携施設）の認定取り消しを一定期間猶予してもらえるのか？
A4：「がん専門薬剤師」、「がん薬物療法認定薬剤師」が退職した時点で研修が中断となり、研修施設の認定資格については、次の更新時まで（認定期間内）は研修施設の効力を失い、名簿から削除されるとともに、研修を行うことができません。ただし、認定期間内に指導薬剤師または専門薬剤師等の在籍が認められれば、その時点から研修施設の有効性が復帰し、かつ名簿に再掲されます。また、研修も有効になります。

Q5：がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）との連携がなくなった場合、がん専門薬剤師研修施設（連携施設）はどの時点で取り消されるのか？
A5：連携がなくなった時点で研修が中断となります。
研修施設の認定資格については、次の更新時まで（認定期間内）は研修施設の効力を失い、名簿から削除されるとともに研修を行うことができません。ただし、認定期間内に連携研修の復活が認められれば、その時点から研修施設の有効性が復帰し、かつ名簿に再掲されます。また、研修も有効になります。

Q6：がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）の申請を検討している。がん指導薬剤師以外の指導薬剤師でもがん専門薬剤師研修施設（基幹施設）になることができるのか？
A6：「がん指導薬剤師」、「薬物療法指導薬剤師」、「医療薬学指導薬剤師」あるいは「地域薬学ケア指導薬剤師」のいずれかの指導薬剤師の在籍で認められます。

Q7：指導薬剤師が不在の場合、がん専門薬剤師が 2 名以上在籍していれば、がん専門薬剤師研修施設に準ずる施設として認められるのか？
A7：準ずる施設の取扱いは 2025 年 3 月で終了しました。なお、2025 年 3 月まで準ずる施設で研修を行っていた場合、2025 年 4 月以降も研修歴としては有効です。申請時には指導を受けたがん専門薬剤師（2 名以上）による研修修了証明書を提出してください。

Q8：がん専門薬剤師研修施設（連携施設）の申請を検討している。がん専門薬剤師ではなく、「日病薬がん薬物療法認定薬剤師」もしくは「日本臨床腫瘍薬学会認定の外来がん治療認定薬剤師」が在籍している場合、がん専門薬剤師研修施設（連携施設）になることができないのか？
A8：「がん専門薬剤師」の在籍あるいは「日病薬がん薬物療法認定薬剤師」のいずれかの 1 名の在籍で認められます。なお、「外来がん治療認定薬剤師」の在籍では認められません。

Q9 : がん専門薬剤師研修施設（連携施設）の申請を検討している。研修予定者が複数の専門薬剤師の取得を希望している場合、複数の専門薬剤師制度研修施設（連携施設）の申請を行うことは認められるのか。
A9 : 本学会の専門薬剤師制度では、同一人物が複数の専門薬剤師制度の研修を同時に実施することは認められません。いずれか 1 つの制度の研修施設（連携施設）認定申請を行ってください。

Q10：がん専門薬剤師研修施設（連携施設）の申請を検討している。申請時には研修予定者がいないが、今後に備えて基幹施設の内諾を取得していれば認定を受けることが可能か？
A10：連携施設の新規認定は、基幹施設での連携研修の実施を前提に認定をすることになっており、がん専門薬剤師認定制度規程細則 第 11 条には「「がん専門薬剤師（連携施設)」を申請または更新する場合には、基幹施設との間で研修予定者の研修に係る具体的な実施計画を有していること」と記載されています。そのため研修予定者がいない場合には申請できません。

Q11：がん専門薬剤師制度における、基幹施設で行われる研修ガイドラインに沿った「継続的な指導」とは、具体的に何回程度の指導が求められるのか？
A11：指導薬剤師は、月に 1〜2 回程度以上対面指導あるいは Web を介した対面指導を行うことが求められます。

Q12：研修生に対して「継続的な指導」を行いたいが、忙しい時にも対応できるようにメールを用いた指導を考えている。指導方法としてメールを用いても良いのでしょうか？
A12 : 対面指導あるいは Web を介した対面指導が求められます。メールのみでの指導は認められません。

Q13：現在、がん専門薬剤師研修施設（基幹施設）の認定を受けている。今後連携研修者を受け入れるに際し、連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することはできるのか？
A13：グループ又は関連病院等間での連携研修については、連携研修料が不要となるケースも想定されます。基幹施設と連携施設間で合意があれば、連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することが可能です。

Q14：連携研修料を無償とする連携研修契約を締結することが出来る場合、学会に支払う手数料についてはどうなるのか？
A14：連携研修料は、研修者 1 人あたり 1 年ごとに 46,200 円（消費税込）です。この内、学会手数料 13,200 円（消費税込）については無償とすることは出来ません。